

(5) 医療・保健・福祉部門 (I ・ H ・ F)

医療機関の復旧状況に関する情報提供 (I-1)

仮設診療所の設置 (I-2)

被災住民の健康管理 (H-1)

防疫活動の実施 (H-2)

公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 (H-3)

食品・飲料水の安全確保 (H-4)

メンタルヘルスケア (H-5)

動物愛護 (H-6)

地域福祉需要調査 (兼被災者の生活実態調査) (F-1)

福祉施設の再建 (F-2)

福祉施設への一時入所の実施 (F-3)

在宅福祉サービス体制の整備 (F-4)

災害援護資金の貸付け (F-5)

災害弔慰金等の支給 (F-6)

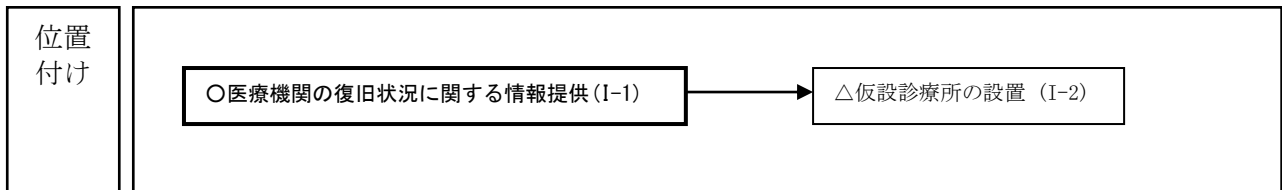
被災者生活再建支援金の支給 (F-7)

義援金品の配分 (F-8)

生活保護 (F-9)

項目	医療機関の復旧状況に関する情報提供	I-1
----	--------------------------	-----

医療機関の再開状況を把握し、区民に対し情報提供を行う。〈▶ I-1a〉 〈▶ I-1b〉



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)医療機関の復旧状況に関する情報の収集と提供	被災直後～	保健衛生部 生活衛生課	①医療機関の再開情報を収集し、区民に提供する。 ②医療機関、診療科名、診療日時、住所、連絡先、連絡方法等の情報を広報誌やホームページなどを利用して提供する。

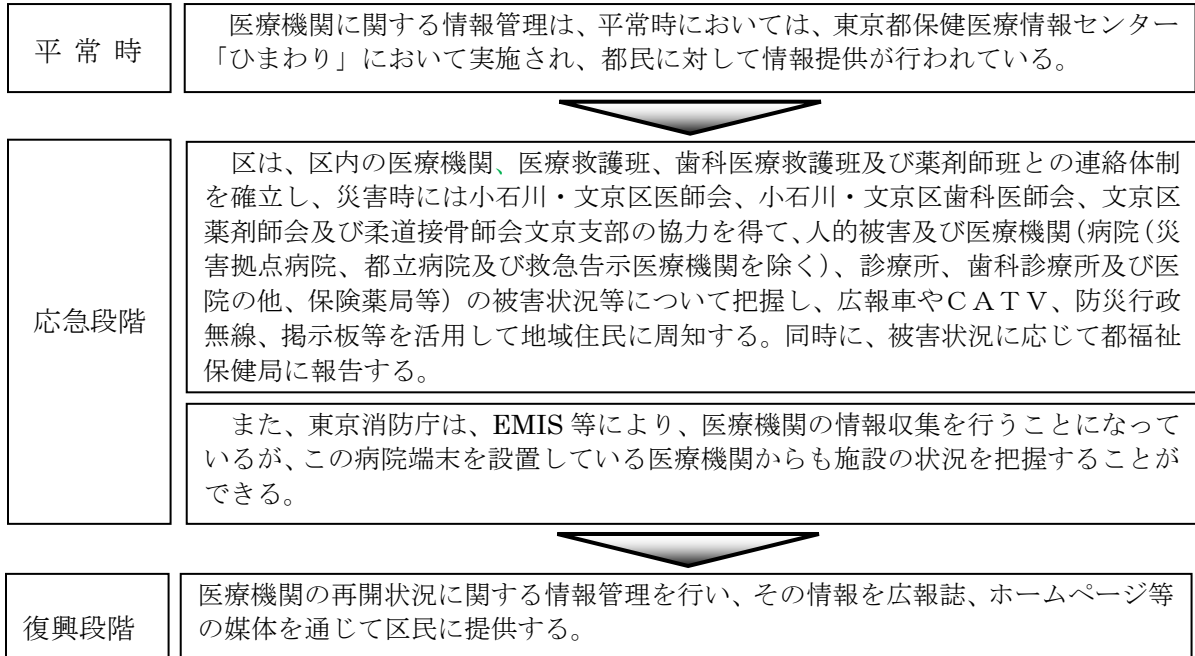
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS（イーミス）」という。）を運用し、関係機関との情報連絡体制を構築する。 ・区は、災害時の医療救護体制を構築するため、小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会、東京都柔道接骨師会文京支部と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結している（「文京区地域防災計画」）（生活衛生課）。 ・医療機関の再開情報収集について、地区医師会、地区歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会等との連携を図る（生活衛生課）。
------	---

事前準備	<input type="checkbox"/> 災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、必要事項を協議する「文京区災害医療運営連絡会」を開催する（生活衛生課）。 <input type="checkbox"/> 都が主催する EMIS 操作説明会や EMIS を利用した図上訓練等に参加する。
------	--

医療機関の情報管理手段と伝達経路

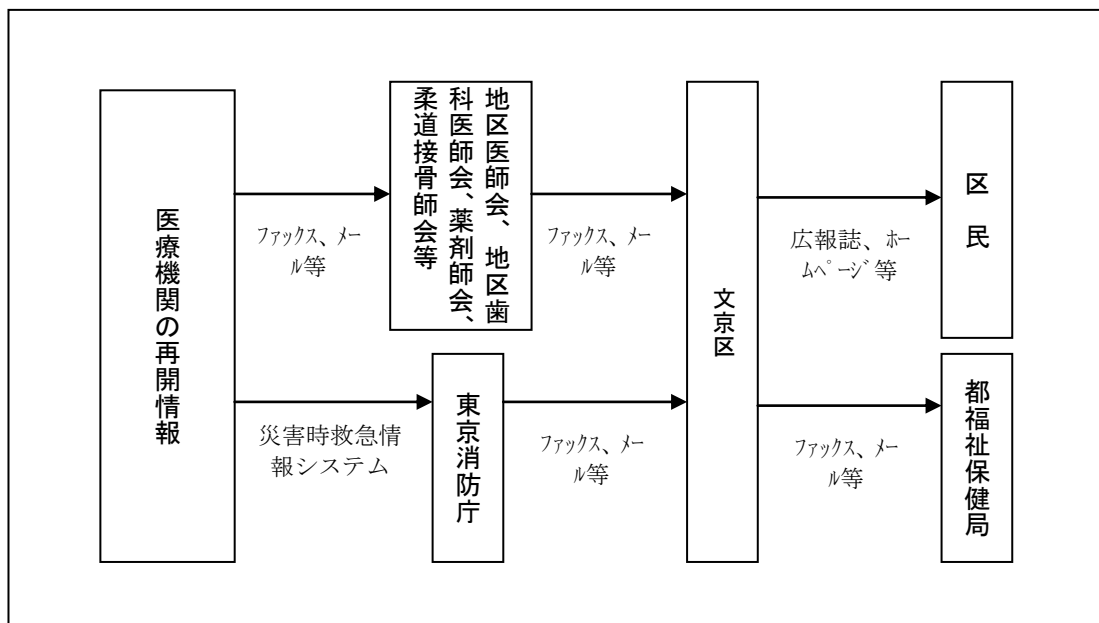
医療機関の情報管理手段と伝達経路について、「文京区地域防災計画」等をもとに整理すると以下のとおりである。

(1) 段階別の情報管理手段 <▶I-1a>



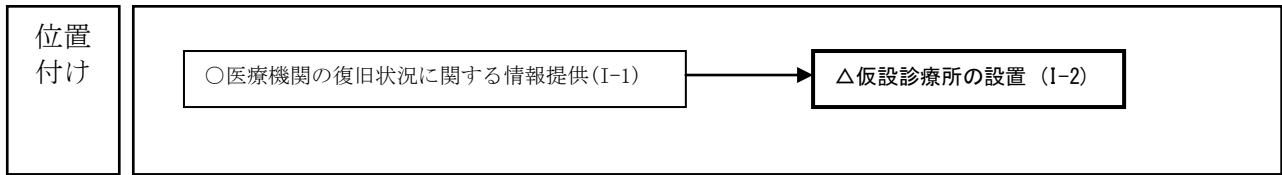
(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成24年度修正)

(2) 復興段階での情報伝達経路 <▶I-1b>



項目	仮設診療所の設置	I-2
----	-----------------	------------

医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅建設地等、一時的な医療需要の増加がみられる地域においては、医師会との調整の上、必要に応じて仮設診療所を設置する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)仮設診療所設置の検討	仮設住宅入居時期	保健衛生部 生活衛生課	①医療機関の被災状況、大規模応急仮設住宅の建設計画等を把握した上で、仮設診療所の設置の必要性を検討する。〈▶ I-2a〉
(2)仮設診療所の設置・運営	仮設住宅入居時期	保健衛生部 生活衛生課	①設置が必要と判断した場合には、都に設置の支援を要請する。 ②設置に当たっては、都及び地区医師会と、診療科目、設置場所、医師等の確保等について協議する。 ③仮設診療所の運営は医療救護所における取扱いに準じる。〈▶ I-2b〉

留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・区は、災害時の医療救護体制を構築するため、小石川・文京区医師会等と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結している（再掲）。 ・メンタルヘルスとの連携を図る【H-5】。
----------	--

事前 準備	□仮設診療所の設置、運営について事前に検討するため、都、二次保健医療圏、地区医師会等と事前に協議する。（生活衛生課）。
----------	---

仮設診療所の設置と運営

(1) 仮設診療所の設置 (例) <▶ I-2a>

阪神・淡路大震災では、被災診療所の本格的復旧の遅れ、大規模仮設住宅の建設等により、地域住民に対する医療サービスを確保するため、地元医師会の協力を得て、下表のとおり、仮設診療所が設置された。なお、仮設診療所設置事業は国の補助 (10/10) である。

- ・事業主体：兵庫県 (保健環境部医務課)
- ・設置期間：当初は平成8年3月末までとなっていたが、その後、11年4月に最後の診療所が閉鎖された。
- ・運営方法：県医師会が適当と認める医師が行うこととし、運営に要する経費は社会保険診療報酬等をもって充てた。

表 市内の仮設診療所

	場 所	開設時期	述べ患者数
1	東灘区 六甲アイランド(第3仮設住宅)	H.7.8.14~H.10.7.31	15,984 人
2	灘区 大石東町 (大石東小公園)	H.7.6.12~H.8.11.4	26,451 人
3	中央区 ポートアイランド (第1仮設住宅北)	H.7.5.24~H.11.4.16	31,204 人
4	西区 平野町 (第1仮設住宅)	H.7.8.12~H.11.3.31	24,955 人
5	西区 室谷 (室谷第1仮設住宅)	H.7.8.21~H.10.5.26	5,567 人
6	西区 櫛谷町 (第5仮設住宅)	H.7.8.21~H.10.5.31	2,981 人
(合 計)			107,142 人

歯科においても、国が巡回歯科診療車 (10 台) を兵庫県に配備し、これを県歯科医師会が運用することにより、被災地の歯科診療を確保した。

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

(2) 医療救護所の運営 (▶ I-2b)

仮設診療所の運営は、医療救護所における取扱いに準じる。

医療救護所の運営について、「文京区職員防災行動マニュアル」に定められている作業方法は以下のとおりである。

1) 避難所における医療救護所の開設と医療救護活動

医療救護部と避難所運営本部の「救護衛生班」は、保健室等の適切な場所を確保し、診療スペース、医薬品、医療機器等を準備し、医療救護所を開設して震災による傷病者の救護活動を開始する。

2) 災害現場への医療救護所の設置と医療救護活動

多数の傷病者が発生した災害地の医療救護活動に当たっては、消防署が区を通じて医療救護班の出動を要請し、医療救護所を設置して効果的な救護活動を行う。

①医療救護班の編成

区は、「災害時の医療救護活動についての協定」(医師会)「災害時の歯科医療救護活動についての協定」(歯科医師会)、「災害時の救護活動についての協定」(薬剤師会)、「災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定」(柔道接骨師会)に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会・柔道接骨師会の協力を得て、医療救護班等を編成し、避難所等に設置する医療救護所に派遣する(「文京区地域防災計画」)。

②医療救護所の救護活動

- ・ 診察
- ・ 薬剤または治療材料の支給、服薬指導
- ・ 処置手術その他の治療及び施術
- ・ 病院(診療所)への移送
- ・ 看護

3) 保健所の保健師の医療活動

保健所の保健師は救護班を編成し、医療救護班を補佐する。

4) 避難所及び被災地の衛生管理

医療救護班並びに現地避難所の救護衛生スタッフは、「保健活動班」、「巡回精神相談チーム(都)」、「防疫班」、「食品衛生指導班」と協力して、トイレや汚物の適正処理、飲料水や食品の安全管理などの感染症予防及び防疫対策、被災者のメンタルヘルスケア、栄養管理指導等、避難所等の衛生管理に対応する。

(出典) 文京区「文京区職員防災行動マニュアル」平成26年3月。

項目	被災住民の健康管理	H-1
----	------------------	------------

復旧・復興期においても被災住民の中には、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられることから、都と協議し、健康相談を応急期に引き続き実施する。特に、高齢者、障害者等に対しては配慮する必要がある。
 また、避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災住民の健康維持を支援する。〈▶H-1a〉

位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">▲被災住民の健康管理(H-1)</div>
------	--

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)保健師の派遣の受入れ	被災直後～	保健衛生部 健康推進課	①都に対し、保健師の派遣を要請し、必要な人材を確保する。
(2)健康相談の実施	被災直後～	保健衛生部 健康推進課 保健サービスセンター	①保健師による巡回健康相談を実施し、被災住民の健康管理を行う。 ②ケアが必要な者を発見したときは、医療機関への受診勧奨を行う。 ・詳細は都「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル（福祉保健局）」による。
(3)食生活への支援	被災直後～	保健衛生部 健康推進課 保健サービスセンター	①乳幼児、高齢者、慢性疾患患者等に対して栄養的配慮がなされた食品配布を行うよう努める。 ②慢性疾患患者等、配布食品をそのままでは食べられない人に対して、食べ方の工夫等の助言を行う。 ・詳細は都「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル（福祉保健局）」による。

留意事項	・保健師の応援派遣に関する広域連携体制を検討する（【A-17】との連携）（健康推進課）。
------	--

事前準備	
------	--

避難生活における被災住民の健康管理 <▶ H-1a>

避難生活における被災住民の健康管理及び医療救護所等における保健活動について、作業方法は以下のとおりである。

1. 避難者の健康管理**(1) 避難者の健康管理状況の把握と対策**

避難所において簡単な健康調査を行うなど、避難者の健康と精神状態、疾病等を把握し、仮設住宅への優先手配、二次避難所や医療施設等への移送など避難者の健康管理・精神保健のための作業を行う。必要に応じて都の保健師班等の避難所派遣を要請する。

(2) 栄養管理指導業務

栄養のバランスを考慮した食品供給体制の確保、要配慮者への栄養指導、慢性疾患患者の食事療法、栄養士による巡回栄養相談班の派遣等により、避難所の栄養管理指導を行う。

巡回栄養相談班の編成(例)として、①保健所栄養士、②区の栄養士、③栄養士ボランティア、④集団給食施設栄養士、⑤他府県栄養士が考えられる。

(3) 避難者の健康管理状況の把握と報告

医療救護班は簡単な健康観察を定期的実施し、避難者の健康と精神状態、慢性疾患等を把握し、本部に報告する。

① 定期健康観察の実施と慢性疾患患者等への対応

要配慮者の介護や慢性疾患で療養の必要な避難者の仮設住宅への優先手配、二次避難所や医療病院等への移送など必要な対策を実施する。

② 受診・治療継続の推奨

受診の推奨、治療中断者や治療拒否者への治療を働きかける。

③ 避難所の生活環境の改善と室内環境の保持

季節に応じた冷暖房や空調設備の配置と管理、食生活の改善等の指導により生活環境の改善を図り、避難者の健康の維持に努める。また、避難者滞り場所等の室内環境を良好に保ち、生活にかかわる衛生管理を指導する。

良好な生活環境と室内環境の保持のために、1)冷暖房等の適切な温度湿度の調整、2)換気、3)寝具類の衛生、4)身の回り整理整頓、5)共用スペースの清潔の保持(清掃)、6)ねずみ、生活害虫の発生防止などを行う。

④ 環境衛生施設の衛生管理

仮設風呂、シャワー施設の利用時間帯の区分利用案内及び風紀衛生に関する指導(湯の節約、節水、浴槽の清潔の保持等のルール)の周知を行う。また、環境衛生営業施設の営業再開について、避難所インフォメーション(掲示板やアナウンス)を通じて情報提供する。

環境衛生営業施設として、コインランドリー、旅館・ホテル、公衆浴場、移動ふとん乾燥車等がある。

⑤ 年齢別の生活リズムの適正化

幼児、高齢者、主婦、勤労者等の各年齢別の適正な生活リズムを日常の避難所生活のプログラムに組み込むことにより、生活機能や精神機能の健康維持を誘導する。

(4) 栄養管理指導業務

栄養士による巡回栄養相談班、医療救護班、現地の救護・衛生担当は、協力して、避難所の栄養管理指導を行う。

- ①医療救護班・巡回精神保健相談チームとの協力による食事療法
慢性疾患、ストレスによる精神疾患、乳児、高齢者等の要配慮者について、医療、精神保健、衛生管理の各担当と連携して、対象者について情報を一元化し、栄養管理の側面から治療を支援する。
- ②食品供給体制の整備
避難所内における温かい食事と飲み物、果物等の配給システムを整備し、必要な栄養を確保できるよう配慮する。
- ③栄養講習会・調理指導等の実施
避難が長期にわたる場合には、栄養講習会の実施、炊き出し炊飯等の調理場を確保して調理講習を行うなど、避難者自らの栄養管理を支援する。

2. 保健活動

(1) 巡回健康相談（保健師班）

保健所「保健師班」は、避難所及び被災地に避難する被災者を巡回し、医療救護スタッフと協力して、健康管理についての相談、指導を行う。

- ①健康相談の実施
- ②受診・治療継続の推奨
- ③避難所の生活環境の改善と室内環境の保持
- ④環境衛生施設の衛生管理(トイレ、仮設風呂、調理場等)
- ⑤その他健康管理に関する事項への対応

(2) 栄養管理指導（巡回栄養相談班）

長期の避難生活は栄養が偏りやすく、心身の健康に悪影響を及ぼすことから、区及び都、又は外部応援の栄養士による「巡回栄養相談班」を編成し、巡回派遣する。

- ①医療救護班・精神保健相談チームとの協力による食事療法
- ②食品供給体制の整備
- ③栄養講習会・調理指導の実施

項目	防疫活動の実施	H-2
----	----------------	-----

震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念される。
 このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、都と緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。〈▶H-2a〉

位置 付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">▲防疫活動の実施(H-2)</div>
----------	--

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)防疫活動の実施	被災直後～	保健衛生部 生活衛生課 予防対策課	①避難所、被災家屋等の消毒及びそ族こん虫駆除を行う。 ②保健所長の指揮の下、健康調査及び相談、避難所の防疫指導等を行う。 ③被災戸数及び防疫活動の実施について、都に連絡する。 ④防疫活動の実施に当たり、状況に応じて都又は地区医師会長に協力を要請する。

留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会等の関係機関部課との十分な連携・協力が必要である。 ・殺虫・防除業者との十分な連携・協力が必要である。
----------	--

事前 準備	<input type="checkbox"/> 適切な消毒方法等の確認をしておく（生活衛生課・予防対策課）。
----------	---

防疫態勢の立ち上げと防疫活動の展開 <▶ H-2a>

防疫活動について、「文京区防災職員行動マニュアル」に定められている作業方法は以下のとおりである。

1. 防疫活動

- (1) 医療救護部内に、「防疫衛生統括担当」を設置し、防疫・衛生活動を支援するとともに、必要に応じて「防疫班」、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」を組織する。
- (2) 発災後、防疫・衛生活動に関連する被害情報、復旧見込み等を調査し、状況把握を行う。
 - ① 被災地の人的被害、建物等の物的被害の状況
 - ② 避難所の避難収容動向と環境衛生施設の被害状況
 - ③ 給水及び水道施設の被害と復旧見込み
 - ④ 下水道施設の被害と復旧見込み
 - ⑤ 食糧配給の状況
 - ⑥ 被災地の環境衛生施設の被害とし尿・ゴミ処理状況
 - ⑦ その他防疫・衛生活動に必要な事項
- (3) 避難所設置の通報を受けたとき、若しくは災害の状況により防疫活動が必要と認めた場合、「防疫班」を編成し、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」の他、医療救護所の医療救護班、避難所の救護・衛生担当者、都の防疫組織と連携し、感染症の発生予防と感染拡大の抑止、防除に関する活動を展開する。
- (4) 「防疫衛生統括担当」は、被災地の被害状況と防疫・衛生監視活動の状況、進捗、活動方針等について、関係機関、災対本部、関係部との連絡を確保し、連携して作業を進める。区のみでは対処に限界がある場合は、「受援担当」が、都（福祉保健局）に応援を要請し、受援担当にて受入計画を立案した上で、連携して作業を進める。
- (5) 避難所のトイレやゴミ捨場等の衛生点検と消毒を継続して行い、衛生管理に努める。
- (6) 避難所内の衛生管理を継続し、良好な環境の整備に努める。
避難所開設時の衛生管理の継続が必要である。
 - ① 土足禁止区域の設定
 - ② 喫煙場所の設定
 - ③ 衛生を考慮したごみ処理（分別処理）
 - ④ トイレの利用と衛生管理
- (7) 「防疫衛生統括担当」は、感染症の知識、防疫・衛生活動に関する情報、食品や飲料水に関する衛生管理の方法等について、避難所や被災地に広報するよう災対本部に要請し、感染症の発生予防又は感染拡大の抑止に努める。
- (8) 「広報担当」と「防疫衛生統括担当」は、避難所及び被災地を巡回して、感染症の知識、防疫・衛生活動に関する情報、食品や飲料水に関する衛生管理の方法等について広報活動を開始する。

- (9) 「防疫班」は、避難所・被災地を巡回し、「医療救護班」と連携して必要箇所について次の作業を実施する。
- ① 健康調査及び健康相談
 - ② 感染症予防のための広報及び健康指導
 - ③ 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
 - ④ 感染症患者発生時の消毒の実施及び指導
 - ⑤ 消毒薬の配布及び消毒の適正実施の確認
- (10) 「防疫班」は防疫活動の進捗について、医療救護部に報告するとともに、「医療救護班」、「保健活動班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」との連絡を確保し、連携して効果的な活動を展開する。
- (11) 医療救護部の「防疫班」は、医療救護所の「医療救護班」、避難所運営本部の「救護衛生班」と協力し、避難生活の長期化に伴う、トイレや汚物の消毒と適正処理等の防疫に関する対応を図る。
- ① 衛生を考慮したゴミ処理
 - ② トイレの利用と消毒、衛生管理
 - ③ 屋外排せつ場所・汚物処理場の管理
 - ④ 避難者への衛生管理の指導・啓発
 - ⑤ 感染症に関する知識・情報の周知
- (12) 避難所のごみ、し尿等の収集運搬については、「ごみ処理対策担当」、「し尿処理対策担当」が対応する。
- (13) 現地の班員は、感染症予防の重要性と健康管理について、衛生点検、定期消毒の係の設置、清掃等の当番制など、必要事項を避難所内に広報し、周知し、避難者への指導と衛生管理意識の啓発に努める。また、トイレ、共同利用施設等の清掃を避難者自らが組織的に行うよう誘導する。
- (14) 「防疫班」は、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」の他、医療救護所の「医療救護班」、避難所の救護・衛生担当者と連携して、防疫衛生上必要がある場合、感染症の発生予防と感染拡大の抑止のための消毒作業について、被災地を巡回して実施する。

(出典) 文京区「文京区職員防災行動マニュアル」平成26年3月

項目	公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援	H-3
----	-------------------------------	------------

震災直後から復旧期にかけては、設備の破損等入浴客の受入れが困難となることが予想される。そのため、浴場施設及び設備の被害状況を把握し、区民に対して公衆浴場の利用可否情報を提供する。あわせて、防災協定井戸の使用可否を把握する。
また、早期営業再開可能な公衆浴場に対し、再開支援を行う。

位置 付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">○公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援(H-3)</div>
----------	---

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)公衆浴場被害状況の把握と情報提供	被災直後～	保健衛生部 生活衛生課	①文京浴場組合と協力して、公衆浴場等の被害状況を把握し、区民に対して的確な営業情報等を提供する。
(2)公衆浴場の再開支援	被災直後～	保健衛生部 生活衛生課	①営業再開に向けての相談に応ずるとともに、都水道局等関係機関に早期復旧を要請し営業再開活動を支援する。

留意 事項	
----------	--

事前 準備	<input type="checkbox"/> 入浴場所の提供等文京浴場組合の協力を要請するとともに、被災浴場営業再開チェックリストを作成する（生活衛生課）。
----------	--

項目	食品・飲料水の安全確保	H-4
----	--------------------	------------

水道設備の復旧の遅れ等により、復旧期においても、通常は飲用としていない井戸水等を飲まなければならないことが予想される。このため、応急期に引き続き飲み水の安全確保を行う。
 また、設備が不十分な状態での調理、食品の配布、保管等により健康被害が発生しないよう、応急期同様、食品衛生に関する監視・指導を行う。
 なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合は関係機関と連携し、対応する。

位置 付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">▲食品・飲料水の安全確保 (H-4)</div>
----------	---

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)食品の安全確保	被災直後～	保健衛生部 生活衛生課	①都と連携を図りながら、被災後の生活における食品の安全確保のため、食品衛生に係る巡回指導、啓発等を行う。〈▶ H-4a〉 ・詳細は「文京区職員防災行動マニュアル」による。 ②避難所等において食品等による食中毒が発生した場合、関係機関と情報交換を行い原因究明等を行う。 また、指導、啓発の徹底を図り被害拡大防止に努める。
(2)飲料水の安全確保	被災直後～	保健衛生部 生活衛生課	①飲み水の安全・衛生を確保するため、給水設備の点検及び消毒効果の確認の実施並びに区民への衛生指導を行う。〈▶ H-4b〉 ・詳細は、「文京区職員防災行動マニュアル」及び都「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」による。

留意事項	
------	--

事前準備	□残留塩素測定器、試薬等の確保（管理・保管を含む）を行う（生活衛生課）。
------	--------------------------------------

1. 食品の安全確保 <▶ H-4a>

食品の安全確保について、「文京区職員防災行動マニュアル」において定められている作業方法は以下のとおりである。

(1) 「食品衛生指導班」の編成と出動

被災地の状況により防疫衛生上必要があると認められた場合、「食品衛生指導班」を編成し、「防疫班」、医療救護所の「医療救護班」、避難所の救護・衛生担当者、都の「食品衛生指導班」等と連携して、被災者の保健衛生及び感染症予防のための調査、監視及び指導を巡回により実施する。

区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請し、受援担当にて受入計画を立案する。協力要請結果について、災対情報部に情報提供する。

(2) 食品衛生指導活動

食品衛生指導活動として、都と連携して次の作業を避難所、被災地を巡回して実施する。

- ①避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ②食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ③手洗いの指導及び手洗い用の水が確保できない場合の食品用手袋使用の指導
- ④調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ⑤残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ⑥情報提供
- ⑦殺菌、消毒剤の調整
- ⑧乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

(3) 「医療救護部」への報告、他班との連絡調整

「食品衛生指導班」は、食品衛生指導活動の進捗について、医療救護部に報告するとともに、「防疫衛生統括担当」、「防疫班」との連絡を確保し、連携して効果的な活動を展開する。

(4) 「避難所開設運営班」の食品衛生に関する避難所内への周知

現地の「避難所開設運営班」の班員は、避難所運営本部の「救護衛生班」と協力して、区が行う食品衛生監視体制及び指導に従い、食品の取扱いに注意し、ポスター・リーフレットを適宜作成し、避難所内に周知する。

- ①食品取り扱い方法：搬入される食品の日付管理と消費期限を徹底する。食品の保存については、冷蔵庫や冷暗所を確保し、品質管理に注意する。
- ②残飯及び汚水の廃棄場の確保と消毒
- ③手洗いの指導及び手洗い用の水が確保できない場合の食品用手袋使用の指導
- ④「炊き出し」と「にぎりめし」の衛生管理
- ⑤調理器具の洗浄殺菌と使い分け
- ⑥避難所で調理が可能な場合は、調理器具の洗浄と消毒を習慣づける。

また、衛生管理の下記留意点についても指導する。

- ①炊き出しや食品の配布に従事する人：健康状態に留意し、特に、調理・配膳に従事する人はマスク・食品用手袋を着用する。
- ②黄色ブドウ球菌等食中毒の原因と予防法等の周知：「にぎりめし」の保存禁止、すぐ食べる。実際の消費まで時間を要する場合は、容器詰めとし「にぎりめし」はやめる。

また、上記以外に、食品関係事業者等に対する食品衛生監視活動は以下のとおりである。

(1) 食品衛生監視活動

食品関係事業者への監視指導、自動車による営業に対する監視指導、及びボランティアなどの食品取扱者への食品衛生に関する啓発及び指導等を実施する。

2. 飲料水の安全確保 (▶H-4b)

飲料水の安全確保について、「文京区職員防災行動マニュアル」及び都「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」において定められている作業方法は以下のとおりである。

(1) 「環境衛生指導班」の編成

区は、避難所、仮設住宅等における飲み水の安全を確保するため、「環境衛生指導班」を編成し、助言・指導等を行う。

(2) 「環境衛生指導班」の業務

ア 給水設備の被害状況確認及び衛生管理指導

避難所、仮設住宅等に飲料水を供給するために使用される貯水槽の被害状況を確認する。給水設備が使用継続可能な場合、衛生管理方法を助言・指導する。

イ 消毒効果の確認

給水栓において残留塩素濃度測定器による測定を行い、消毒効果を確認する。

ウ 飲料水タンクの配置計画指導

断水時に飲料水を保管するタンクを設置する場合、衛生上適切な場所の配置計画を指導する。

エ 井戸水やプール水の状況把握及び安全確保指導

飲み水の確保ができず、生命維持にとって他に方法がない場合に限って、日常管理されておらず、水質の状態が不明な井戸水や貯留している水泳用プール水の利用について、状況を把握して安全確保の指導をする。

(3) 避難住民への周知事項

飲み水の衛生の確保

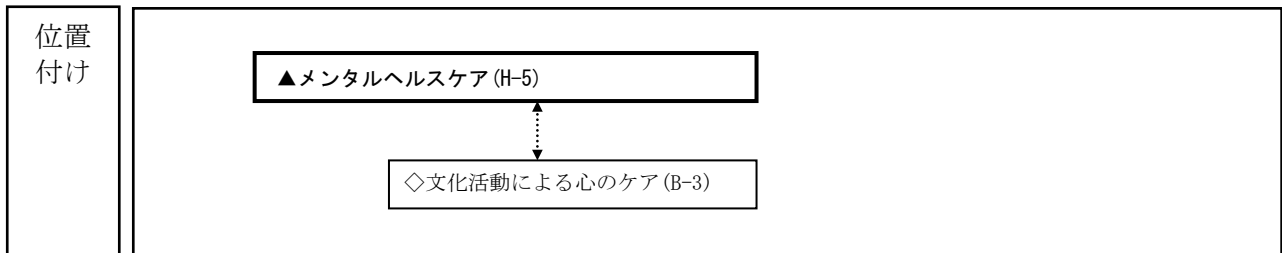
ア できるだけ冷暗な場所での保管

イ 清潔な容器の使用

ウ 消毒を実施した飲み水の消毒効果確認後の飲用

項目	メンタルヘルスケア	H-5
----	------------------	------------

被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)メンタルヘルスケア	被災後1週間～	保健衛生部 健康推進課 保健サービスセンター	①保健サービスセンターを拠点に精神相談室を設置し、保健師等によるメンタルヘルスケアを実施する。 〈▶ H-5a〉 ②巡回精神相談チームを編成し被災住民に対する相談体制を確立する。〈▶ H-5b〉
(2)子どもの心のケア	被災後1週間～	男女協働子育て支援部 児童青少年課 保育課 教育推進部 教育センター	①子どものメンタルヘルスについては、都と連携して、保護者からの相談窓口の設置及び対応体制の構築を行い、広報等により区民に周知する。 ②児童館等の設備及びスタッフを活用した遊び場を確保する（遊びの場と相談の場を地域に確保）。 ③メンタルヘルスケアに関しては、健康推進課、保健サービスセンターと連携して実施する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスケアとは、一般の医療救護体制とは別に、保健所を拠点とした「巡回精神相談チーム」等を編成するなど、避難住民に対する相談体制の確立のほか、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害(PTSD)も視野に捉えた対策のことである。 ・生活実態調査【F-1】、生活再建状況把握【A-14】、被災者総合相談所【A-16】、専門ボランティア（保健師等）【A-17】、公立学校における授業の再開【K-2】との連携を図る。 ・小中学校の児童・生徒の心の問題に対して十分に配慮をする。
------	---

事前準備	<input type="checkbox"/> メンタルヘルスケアは、警察・消防関係者、ライフライン事業者、ボランティア活動の従事者等救助・支援を行う側の人々にも必要な場合が多いことから、これらの人々に対するメンタルヘルスケアの実施についても検討する（健康推進課）。
------	--

1. 被災者の心のケア対策（例）〈▶H-5a〉

被災者の心のケア対策について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された対策は以下のとおりである。

(1) 「こころのケアセンター」の設置

- 被災者の PTSD(心的外傷後ストレス障害)等に長期的に対応し、かつ被災精神障害者の地域での活動を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受け、兵庫県精神保健協会が開設・運営した。精神科医を約 80 名配置したほか、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門職員を配置し、被災者の心の健康回復に対処した。
- こころのケアセンターの個別相談件数、相談内容は下表に示すとおりである。
- 阪神・淡路大震災では、震災によって新たに精神障害が発症するケースが増加したほか、震災により既往症状が再発するケースも増加したため、通常以上の医療ニーズが発生した。このため、精神科医等の専門職員の確保策を検討しておくことが必要である。

表 1 こころのケアセンターの個別相談件数（延人数）

	来所相談	訪 問	電話相談	その他	合 計
7 年度	309	810	339	144	1,602
8 年度	733	2,273	1,145	324	4,475
9 年度	1,208	3,533	1,981	291	7,013
10年度	1,699	3,461	2,930	406	8,496

表 2 こころのケアセンターでの相談内容（主な相談内容を 2 つ以内で計上）

	合計	睡眠 障害	不安 イライラ	PTSD 特有症状	うつ 状態	その他の 気分変動	アルコー ル関連	幻覚 妄想	奇 行 迷惑行為	対人関係 上の問題	身体的 問題	他の精神 的問題	その他	不明
7 年度	449	72	136	20	60	20	37	17	30	69	115	40	41	1
%		11.0	20.7	3.0	9.1	3.0	5.6	2.6	4.6	10.5	17.5	6.1	6.2	0.0
8 年度	555	94	156	20	83	20	77	20	31	122	123	38	36	1
%		11.5	19.0	2.4	10.1	2.4	9.4	2.4	3.8	14.0	15.0	4.6	4.4	0.0
9 年度	563	63	188	12	104	16	99	12	16	153	134	26	41	0
%		7.3	21.8	1.4	12.0	1.9	11.5	1.4	1.9	17.7	15.5	3.0	4.7	0.0
10年度	432	25	117	17	82	11	66	18	11	133	94	17	31	1
%		4.0	18.8	2.7	13.2	1.8	10.6	2.9	1.8	21.3	15.1	2.7	5.0	0.2

(2) 阪神・淡路大震災復興基金での事業例

事業名	事業内容
アルコールリハビリテーション事業補助	アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助
「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者の PTSD 等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」(1 か所)及び「地域ケアセンター」(16 か所)の運営を補助

(3) 子どものこころのケア対策

- 教育委員会では 2 月 20 日から 3 月 24 日まで、精神的に不安定な状態にある子どもたちの心の健康について相談に応じる「心のケア相談室」を委員会内に開設した。巡回相談に重点を置き、精神科医が学校を巡回し、子ども、保護者、教職員からの相談を受けると同時に相談室で電話・来所相談を行った。

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成 12 年 1 月 17 日。

2. 巡回精神相談チームの業務（例）〈▶ H-5b〉

巡回精神相談チームの業務について、都「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」において定められている作業方法は以下のとおりである。

- (1)被災精神障害者の継続的医療の確保と避難所等での精神疾患の発症・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。
- (2)チーム相互の連携及び一般の救護所・班との連携
 - ・保健所に保健師班等が設置されている場合、積極的な連携を図ること。
 - (連携例) 毎朝の合同オリエンテーション→チームごとの打合せ→各々の巡回活動→夕方の各チームごとのミーティング→合同の打合せ
 - (内容)・相互の情報交換
 - ・専門的助言と協力関係の確立
 - ・スタッフ自身のメンタルヘルス
- (3)診断、治療及び紹介先を記録し、保管する。
- (4)避難所での巡回相談の実施
 - ア. ケアの必要な人について、その状態、所在等の状況を把握し、ストレスレベルの低減に努める。
 - イ. 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に留意して対応する。
 - ウ. 治療中の患者については、治療継続に最大限の努力を払う。
- (5)精神保健福祉センターと情報交換を行い、診療協力医療機関の確保及び入院可能な病院の確保に努める。
- (6)精神科医療やメンタルヘルスに関する正しい情報を提供する。
- (7)保健所(巡回精神相談チーム)で使用する向精神薬等の薬品の確保体制を確立するとともに、厳重に保管する。また、状況に応じて、精神科のある病院・診療所の協力を得る。
- (8)応援職員の受入れについては、精神保健福祉センターと連携の下に行う。
- (9)避難所の住民同士で語らいの場、自助グループを作るよう援助する。
- (10)精神障害者社会復帰施設等に関する情報を収集するとともに、運営支援等を図る。

(下記の内容は、概ね1か月目以降新たに行う業務である。)
- (11)仮設住宅等における心のケア対策も平行して進める。
- (12)心的外傷後ストレス障害(PTSD)対策等のパンフレット等を各保健所を通じて避難所に配布するとともに、講演会の開催、ミーティングなどの活動を行い、PTSD等に関する情報の提供を図る。
- (13)避難住民への周知事項
 - ア. 悩みごとなどは巡回精神相談チームを利用する。
 - イ. 周囲の人のうち、ケアが必要と思われる人に気付いた場合、巡回精神相談チームに連絡するよう周知する。
 - ウ. 避難住民同士の自助グループへの参加を呼び掛ける。
 - エ. 保健所が配布する PTSD 対策等のパンフレットやミーティングなどで基本的な知識を得る。

(出典) 東京都(福祉保健局)「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」平成9年5月。

項目	動物愛護	H-6
----	-------------	-----

避難所等における動物の保護や適正な飼育についての管理体制を確立する。また、避難所生活が長期間に及んだ場合、動物の飼育について自主的な管理体制ができるよう条件を整備する。

位置 付け	◇動物愛護 (H-6)
----------	-------------

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)避難所での動物の飼育場所の設定	被災直後～	生活衛生課	①避難所における動物の飼育状況等を把握し、飼育場所の設定をする。
(2)資材及び人員の受入れ等	被災後3日目～	生活衛生課	①関係機関に支援を要請するとともに、提供された資材、派遣された人員、ボランティア等の受入窓口としての調整を行う。
(3)避難住民への周知	被災後3日目～	生活衛生課	①避難住民による動物飼育の自主管理組織の結成を促進する。 ②避難住民に対して、飼育動物の適正管理、飼育場所及び周辺的环境維持、飼育場所及び施設の自主管理を周知徹底する。
(4)都及び近隣自治体への保護等の協力要請	被災後1週間～	生活衛生課	①動物救援本部（都獣医師会・動物関係団体）への動物の移送、希望者への譲渡等の調整を行う。 ②避難所での生活が長期に及んだ場合は、都及び近隣自治体への保護等の要請を行う。
(5)飼い主不明動物の保護、収容常時の状態	被災後1週間～	生活衛生課	①一時保護を行う。 ②被災していない区内外のボランティアに対して、保護を依頼する。 ③都の「動物保護班」等に要請し、動物救援本部に保護を依頼する。 ④譲渡、飼い主探し等の体制を整備する。

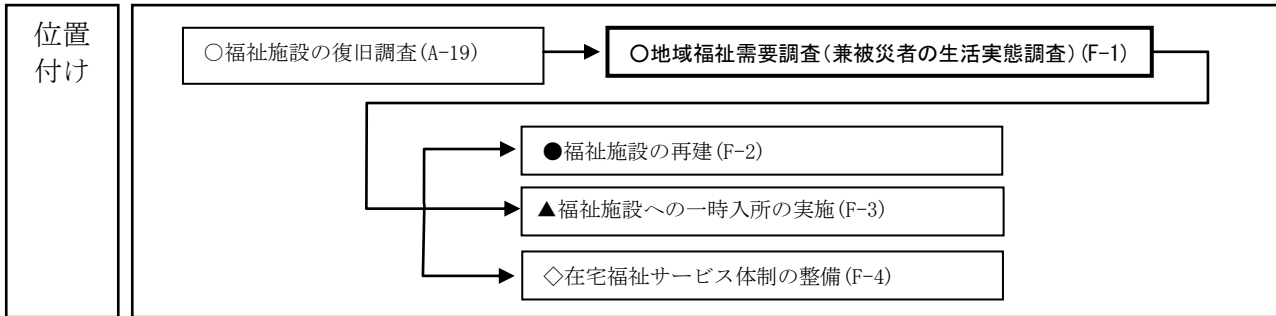
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「動物救護活動に関する協定」を締結している東京都獣医師会に対し、防災訓練への参加を依頼する（防災課、生活衛生課）。 ・災害時に備えた行動について、一般区民に普及啓発する（生活衛生課）。
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 資材の備蓄等を検討する（防災課、生活衛生課）。 <input type="checkbox"/> 獣医師会等関係機関との支援体制を確立する（生活衛生課）。 <input type="checkbox"/> 区民への普及啓発方法を検討する（生活衛生課）。
------	---

項目	地域福祉需要調査（兼被災者の生活実態調査）	F-1
----	------------------------------	-----

住民の被害状況に関しては、家屋、住家等の被害状況を面的に把握するだけでなく、被災世帯ごとに、それぞれの居住場所や生活について、被災前後の状況、今後の意向等を把握し、適切な福祉対策等を講じていく必要がある。

このため、避難所滞り者、自宅残留者、区外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（被災者センサス）を段階的に実施する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)地域福祉需要調査の準備	被災後 1週間程度	福祉部福祉政策課	①地域福祉需要の把握が行えるよう、避難所名簿や避難行動要支援者名簿等を参照し、一次調査対象名簿を作成する。 ②被災者の生活実態調査が同時に行えるよう、都と調整する。
(2)地域福祉需要調査の実施	被災後 1週間程度～1か月	福祉部福祉政策課	①都の災害要援護対策班、他自治体からの応援職員等と連携して、要支援者への訪問調査、避難所での聞き取り調査を実施する。 ②被災者総合相談所【A-14a】にて、窓口調査を実施する。 ③調査と並行して集計を行い、福祉施設への一時入所、在宅福祉サービスの提供準備を始める。【F-3】【F-4】
(3)被災者生活実態調査の準備・実施	被災後 1か月程度～2か月	福祉部福祉政策課	①地域福祉需要調査の未実施の被災者に対し、生活実態調査（兼地域福祉需要調査）を実施するため、二次調査対象名簿を作成し、郵送調査を実施する。
(4)調査結果等の集約	被災後 3か月程度～5か月	福祉部福祉政策課	①調査結果を集計し、都に報告する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者名簿の作成、調査結果の集計にあたり、早期の情報システムの復旧が必要である。 ・本調査は、「家屋・住家被害状況調査」【T-2】や避難所、応急仮設住宅等を対象とする各種関連調査等との連携を考慮する。 ・聞き取り調査の際、聴覚障害者の場合は手話通訳、視覚障害者への郵送調査の場合は点字板等、外国人には外国語の配慮が必要である。 ・郵送調査の実施については、実施時期の郵便事情を踏まえ、柔軟に対応する必要がある。
------	---

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> □調査体制について、庁内関係職員やボランティアを含めて、要員確保、作業分担等を検討する（福祉政策課）。 □当該調査及びフォロー調査について、調査対象、調査方法、調査手順、調査項目、調査票様式、集計フォーマット等を検討する（福祉政策課）。 □「家屋・住家被害状況調査」など各種関連調査との連携方法を検討する（福祉政策課、建築指導課等）。
------	---

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）の方法

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）について、都「震災復興マニュアル」において示されている方法は以下のとおりである。

(1) 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）票

①調査月日	月 日	②調査員	所属	氏名		
③調査場所	学校(学校名)			自宅(住所)		
	その他(施設名または住所)					
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態		健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) 2 要介護高齢者 要介護 人(うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」「精神」等と記載	
	被災前の住宅の状況 I	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける				
被災前の住宅の状況 II	一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける					
被災前の住宅の状況 III	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける					
被災前の住宅の状況 IV	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける					
被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける					
今後の意向 I	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 ※○を付ける					
今後の意向 II	都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける					
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給の有無 ※○を付ける)					
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関する事 健康に関する事 介護に関する事 教育に関する事 仕事に関する事 収入に関する事 その他() ※○を付ける					
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他() ※○を付ける					

(出典) 東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。

（２）被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法（例）

	被災者の居所		
	従前居住区市町村	他の被災区市町村	被災地域外
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り調査（保健福祉局調整）
応急的住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者実態調査	調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査		
疎開者等実態調査		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送	

（出典）東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。

(3) 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)報告書の集計フォーマット

区市町村名		担当	部 課 (担当者)		TEL
世帯の状況					
被災世帯数		被災者総数		高齢者数	
				児童数	
避難所		ケガをした人		要介護	
応急的住宅		うち要医療		上記のうち重症者(再掲)	
自宅等		病気の人		要支援	
その他		うち要医療		その他	
				不明	
住宅の状況					
被災前の住宅の状況 I		被災前の住宅の状況 II		被災前の住宅の状況 IV	
持家		一戸建て		木造	(参考) ・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅
借地・持家		長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造	
公営住宅		共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造	
公団賃借		共同建て(マンション)		鉄骨造	
公社賃借		その他		コンクリートブロック造	
民間賃借		被災前の住宅の状況 III		その他	
給与住宅(社宅・寮)		居住専用		わからない	
その他		居住・産業併用			
		その他			
被災後の現状			今後の意向 I		今後の意向 II
そのまま住むことができる			自宅に住み続けたい		都外に移りたい
住むことはできるが修理が必要			公共賃貸住宅に移りたい		都内に住み続けたい
住むことができない			民間賃貸住宅に移りたい		
分からない			持家を購入したい		
その他			その他		
収入状況等 ※世帯種別					
世帯の平均収入		生活保護受給世帯		65歳未満の単身世帯	
暮らしの上で困難なことや不安なこと			必要とする福祉サービス		65歳以上の単身世帯
住まいに関すること			高齢者の入所施設(介護保健)	夫婦のみ	
健康に関すること			高齢者の入所施設(その他)	高齢者夫婦のみ	
介護に関すること			身体障害者の入所施設	夫婦と子供(18歳未満)	
教育に関すること			知的障害者の入所施設	夫婦と子供(18歳以上)	
仕事に関すること			障害児の入所施設	夫婦と高齢者	
収入に関すること			その他の入所施設	夫婦と高齢者と子供(18歳未満)	
その他			ホームヘルパー	その他	
			デイサービス		
			ショートステイ		
			訪問看護		
			保育所		
			障害者の作業所		
			生活保護		
			その他		

(出典) 東京都「震災復興マニュアル」平成 15 年 3 月。

要援護者実態調査の実施方法（例）

要援護者実態調査の実施方法について、阪神・淡路大震災で実施された方法は以下のとおりである。

（１）背景と目的

行政サービスや施設を利用していた高齢者や障害者・児童などに対しては、被災後、福祉事務所・各種福祉施設・サービス提供機関が、電話連絡や自宅や避難所を訪問しながら安否確認を実施した。

また、各福祉事務所では、福祉施設への緊急入所のための連絡や家族との相談、生活用品・生活用具の配付など全力をあげて応急対応をしてきた。

しかし、震災後 3 週間を過ぎてもなお多くの市民が避難所をはじめ、自宅においても困難な生活を余儀なくされている状況が続いていた。被災によって自力で生活ができない状態に陥っている高齢者・障害者などの実態を把握し、緊急対応を要するケースについては、直ちに適切な援護を行い、より総合的な緊急対策を講ずるため、衛生局と協力体制をとり、2月13日から3月10日頃まで要援護者の実態把握を他都市職員の出援も得ながら行った。

（２）実施方法

①避難所の要援護者

- ・65歳以上の高齢者及び障害者の実態把握は、原則として福祉事務所ホームヘルパーと保健師により行い、市民福祉振興協会登録ヘルパーが協力して実施した。健康状態や環境衛生等を勘案して把握することに努めた。
- ・中学生以下の児童を対象に、保育所保育士や児童相談所ケースワーカーが生活状況を調査した。

②在宅の要援護者

- ・65歳以上の一人暮らし、寝たきり及び虚弱な高齢者を対象として、原則民生委員・児童委員が安否の確認と生活状況の把握を行った。民生委員・児童委員の活動が困難な地域では、ボランティアの協力を得た。
- ・障害者については、民生委員・児童委員や福祉専門ボランティア団体の協力を得て、生活状況の把握を行った。

対象者	避難所	在宅
高齢者	ヘルパー・保健師	民生委員・児童委員
障害者	ヘルパー・保健師	民生委員・児童委員・ボランティア
児童・母子	保育所保育士	

（３）調査結果

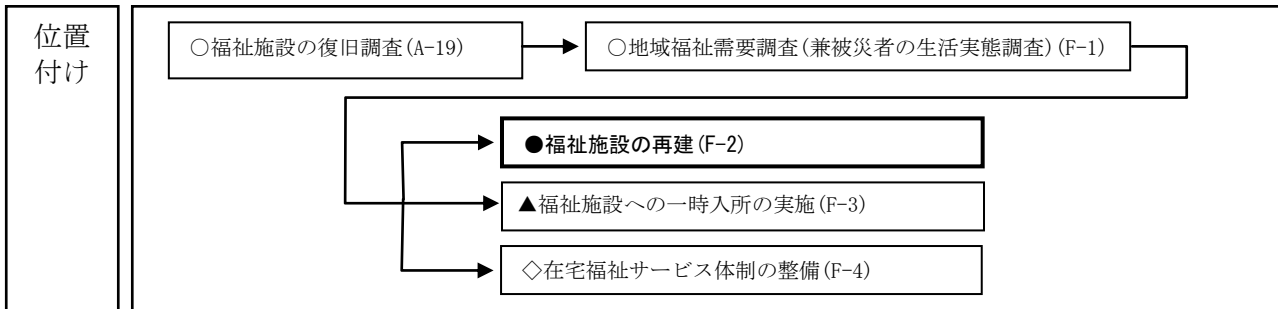
実態調査の結果は、介助の必要が認められた者が高齢者が 1,666 人、障害をお持ちの方が 1,054 人、児童が 119 人であった。これらの方々に対しては必要に応じて、入院、緊急ショートステイ、ホームヘルパー派遣等の施策を、身体的状況を継続的に把握しながら提供した。

対象者	要援護者	
高齢者	65歳以上の高齢者のうち介助の必要が認められた者 (一部介助を含む)	避難所 498 人 在宅 1,168 人
障害者	身体障害手帳 1・2 級及び療育手帳 A 判定の重度障害者のうち、介助の必要が認められた者 (一部介助を含む)	避難所 426 人 在宅 628 人
児童	養育・保育上の問題や本人又は家族に心身上の問題が認められた者	避難所 119 人

(出典) 神戸市民生局「平成 7 年兵庫県南部地震 民生部の記録」平成 8 年 2 月。

項目	福祉施設の再建	F-2
----	----------------	------------

被災した福祉施設の被害状況を把握し、必要な応急修理や既存施設の拡充・整備を実施した上で、被害程度等に応じた再建計画を策定し、それに基づく再建事業を実施する。



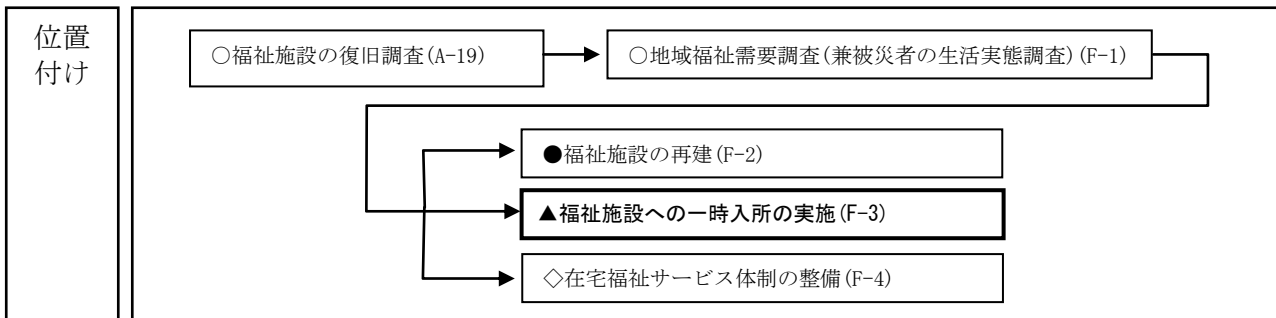
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)福祉施設の被害把握	被災直後～	福祉部 施設管理部	①区立、民間の福祉施設の被害状況を把握する。【A-19】
(2)応急修理の実施	被災後1週間～	福祉部 施設管理部	①区有施設について、必要な応急修理や仮設施設の設置等を実施する。【A19】 ②応急修理に必要な財政支援を都に要請する。
(3)既存施設の拡充・整備	被災後1～2か月以内	福祉部 施設管理部	①一時的に定員を超えて入所者及び通所者を受け入れる施設については、実員見合いの設備を確保するため、必要により、支援の実施を検討する。 ②応急的に定員増を図る施設について、都に財政支援を要請する。
(4)再建計画の策定	被災後1週間～1か月以内	福祉部 施設管理部	①区有施設について、被害程度等に応じた施設の復旧方法や優先順位を検討し、再建計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害が軽微な場合には、早期に改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、当該施設の将来方針や入所者の状況等を考慮し、再建計画を策定する。 ②再建計画を策定する際には、社会福祉法人等が設置する施設の再建計画との整合性や敷地の有効活用等に十分配慮する。 ③施設の再建に必要な財政支援を都に要請する。
(5)再建の実施	被災後1か月～	福祉部 施設管理部	①軽微な被害の場合は、被害程度の確定作業等の終了後、速やかに改修工事を実施する。 ①甚大な被害の場合は、当面行うべき応急修理や仮設園舎の設置と恒久的な改修、改築を明確に区分して、実施時期を確定する。

留意事項	
------	--

事前準備	□民間の福祉施設再建への支援方法について、事前に関係者を交えて検討する（福祉部各課）。
------	---

項目	福祉施設への一時入所の実施	F-3
----	----------------------	------------

震災により、一時的に施設入所が必要となった高齢者、障害者等に対し、円滑に入所ができるよう調整、あっせん等を実施する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)専用収容施設の確保	被災後1週間～	福祉部	①一時入所可能な施設及び受入可能な人数を把握する。施設情報について都に協力を依頼する。◀F-3a ②受入施設が不足する場合には、都に対して都内での広域調整を依頼する。
(2)専用収容施設への一時入所	被災後1～2か月以内	福祉部	①施設入所を要する被災者を把握し、一時入所を実施する。 【F-1】
(3)介護職員等の確保	被災後1～2か月以内	福祉部	①一時入所の実施に伴い必要となる介護職員、ボランティア等を確保する。それぞれ事業者や社会福祉協議会等と密接に連携して実施する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・専用収容施設への一時入所の要望把握については、避難行動要支援者名簿を参照しつつ地域福祉需要調査(兼被災者の生活実態調査)【F-1】と連携して行う。 ・一時入所希望者の受入れに際しては、福祉施設の受入可能な期間や空間、提供サービス等の違いを十分に考慮して適切な配置に努める。 ・精神障害者にかかる対応については、保健衛生部と連携して行う。 ・一時入所については、調査結果や受け入れ可能状況を踏まえ、福祉施設と協議の上、区が決定する。
------	---

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> □一時入所可能な施設及び受入可能な人数等について事前に検討すると同時に、福祉施設との福祉避難所に関する協定を踏まえ、具体的に検討する(福祉政策課、障害福祉課)。 □介護保険施設職員の応援派遣に関する広域連携体制を検討する(介護保険課)。 □高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、サービス事業者、社会福祉協議会等との連携の仕方を事前に検討する(福祉政策課、介護保険課、高齢福祉課、障害福祉課)。 □災害時における介護保険制度、障害福祉サービスの運用のあり方は、国の通知等を踏まえ検討する(介護保険課、障害福祉課)。
------	--

一時入所が可能な福祉施設の一覧 (▶ F-3a)

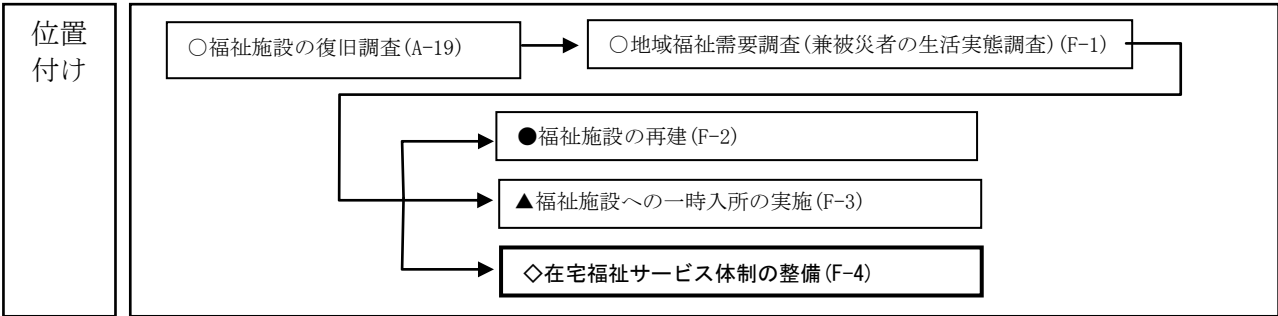
一時入所が可能な福祉施設について整理すると以下のとおりである。

施設名	住 所	電 話
福祉センター (27年3月まで)	音羽1-22-14	3947-4121
文京総合福祉センター リアン文京 (27年4月から)	小日向2-16-15	
本郷福祉センター	本駒込4-35-15	3823-8091
大塚福祉作業所	大塚4-50-1	3946-5601
小石川福祉作業所	小石川3-30-6	3811-1431
特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1	3941-6669
特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	3947-2801
特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	3942-1887
特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	3827-5420
特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	3836-2566
動坂福祉会館 (平成28年3月まで)	千駄木4-8-14	3821-1762

項目	在宅福祉サービス体制の整備	F-4
----	----------------------	------------

被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障害者等が体調を崩すことが考えられる。また、一人暮らし高齢者等の孤独死等の発生も懸念される。

震災に伴うこうした事態の発生を防ぎ、増大する福祉ニーズに適切に対応するために、要配慮者の実態を的確に把握し、地域住民組織を含む見守り、生活支援、介護等の在宅福祉サービス体制の整備を図る。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)高齢者、障害者等の訪問支援体制の整備	被災後2週間～2か月以内	福祉部 保健衛生部 予防対策課	①地域福祉需要調査(兼被災者の生活実態調査)【F-1】等の結果、特別な注意が必要と認められる高齢者や障害者等に対しては、定期的に巡回を行う体制を整備する。 ▶ F-4a ②民生委員やボランティア等に協力を依頼し、高齢者等に対する「声かけ運動」を推進し、見守りを行う。
(2)高齢者、障害者等の介護及び日常生活支援等の体制の充実	被災後2週間～2か月以内	福祉部 保健衛生部 予防対策課	①在宅福祉サービスに係る様々な人材と協力して、高齢者や障害者等に対する介護や日常生活支援(コミュニケーション支援を含む。)等を行う体制を充実する。
(3)福祉サービスについての情報提供、相談体制の充実	被災後2週間～2か月以内	福祉部 保健衛生部 予防対策課	①福祉サービスの提供にあたり、被災者に対する情報提供、相談体制を整備するため、民間福祉団体(NPO等)と専門知識を有するボランティアとの連携を強めるための仕組みづくりなどを進める【A-14】。
(4)多様な福祉サービス提供主体の参入支援	随時	福祉部 保健衛生部 予防対策課	①地域福祉サービスを提供する新たなNPO法人の立ち上げや、地域組織の事業化などを支援し、多様な福祉サービス提供主体の参入を促進する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査【F-1】、生活再建状況把握【A-14】、復興関係広報【A-15】、被災者総合相談所【A-16】との連携を図る。 ・ボランティアとの連携のために、社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター)の活用を図る【A-17】。また、障害者福祉の場合、平素からの相談員との連携を図る。 ・メンタルヘルスとの連携を図る【H-5】。
------	---

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> □在宅又は仮設住宅に入居している一人暮らし高齢者や独居生活者などに対する長期にわたる見守り体制について検討する(高齢福祉課)。 □発災直後から復興までの長期にわたる保健、医療、福祉の需要増に対応するため、手話通訳者、保健師、看護師など、多様な分野にわたる専門的職能を持つ人材の確保策、広域連携体制を検討する(福祉政策課)。 □災害時における介護保険制度、障害福祉サービスの運用のあり方は、国の通知等を踏まえ検討する(介護保険課、障害福祉課)。
------	---

要援護高齢者等に対する在宅福祉サービスの提供指針（例）〈▶F-4a〉

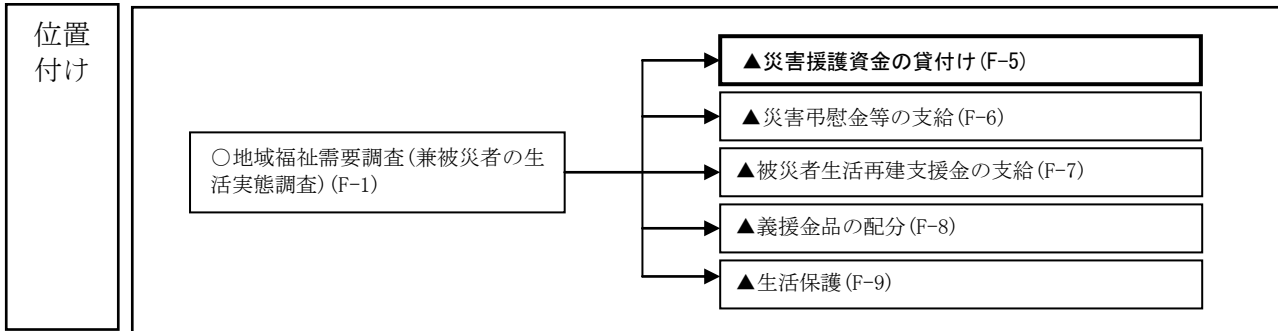
新潟県中越地震後の避難所等における要援護高齢者等に対する居宅サービスの提供に関して、厚生労働省から被災自治体に対して示された当面考えられる取組指針及び特例措置の概略を整理すると以下のとおりである。

- (1) 避難所や避難先の家庭、仮設住宅等に避難している要援護高齢者等が適切な介護サービスを継続的に利用できるよう、民生委員、介護サービス事業者、在宅介護支援センター、介護支援専門員、ボランティア等に協力を依頼し、その状況や実態の把握を行うことが推奨された。
- (2) 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとされているが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭・旅館・仮設住宅等）で生活している場合でも必要なサービスを適切に受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者、在宅介護支援事業業者に協力を依頼するなど柔軟な対応を図ることが推奨された。
- (3) 被災市町村において要介護認定申請をしているものの、まだ要介護認定結果を受けていない高齢者及び要介護認定申請をしていない者について、被災自治体が介護サービスの提供が必要であると認めるときは、介護サービスの提供を行うことも可能である。
- (4) 要援護高齢者等に対する居宅サービスの提供に当たって、介護職員が不足している場合には、広域的調整体制の下で、介護職員の応援派遣を図ることが推奨された。
- (5) 避難所で生活している要援護高齢者等の中には、個々のケースに応じて、介護保険の居宅サービスのほか、介護予防・地域支え合い事業などの介護保険以外の在宅サービスの提供が必要とされた場合、「在宅福祉事業費補助金」における「在宅介護支援センター運営事業」や、「介護予防・地域支え合い事業」（例：「軽度生活援助事業」等）、また、「特別事業」として、在宅高齢者に対する被災対策事業の国庫補助制度（例えば、災害復興住宅等で生活する単身高齢者や高齢者のみの世帯を対象とした「見守り推進員」の派遣事業など）の積極的な活用が推奨された。
- (6) 避難生活の長期化が見込まれる場合等において、避難所で生活している要援護高齢者等が生活不安に陥らないため、また、必要なサービスが継続して行われるために、見守り、話し相手等を行うボランティアによる支援や、こうしたボランティアと関係機関との連携支援にも配慮することが指摘された。
- (7) 被災した高齢者の方々の心身機能低下の防止を図るため、老人保健事業における健康相談や訪問指導の積極的な活用についても推奨された。

（出典）厚生労働省「新潟県中越地震により被災した要援護高齢者等への対応及びこれに伴う特例措置等について」平成16年11月4日。

項目	災害援護資金の貸付け	F-5
----	-------------------	------------

災害により家屋等に被害を受けた低所得者に対して、災害援護資金の貸付けを行う。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)災害援護資金の貸付	被災の日の翌月から3か月以内	福祉部福祉政策課	①災害救助法が適用された場合、家屋等に被害を受けた低所得者に対して区が貸付けを行う。〈▶F-5a〉 〈▶F-5b〉 ②制度の周知を図るために広報を行う。

留意 事項	
----------	--

事前 準備	
----------	--

1. 災害援護資金の貸付けの計画 ▶ F-5a

災害援護資金の貸付けについて、「文京区地域防災計画」に定められている作業方法は以下のとおりである。

- 1 貸付対象となる災害
 - (1) 区内において災害救助法が適用された場合
 - (2) 都内において災害救助法が適用された区市町村が 1 以上ある場合
- 2 実施主体

区(文京区災害弔慰金の支給に関する条例)
- 3 経費負担

国 3 分の 2、都 3 分の 1
- 4 貸付対象

災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。

 - (1) 1 人世帯 220 万円 (2) 2 人世帯 430 万円
 - (3) 3 人世帯 620 万円 (4) 4 人世帯 730 万円
 - (5) 5 人以上世帯 730 万円に 1 人増すごとに 30 万円を加算した額

(注) 住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和
- 5 貸付金額 (ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は () 内の額)
 - (1) 国制度
 - 1) 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円
 - 2) 家財等の損害
 - ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 150 万円
 - イ 住居の半壊 170 万円 (250 万円)
 - ウ 住居の全壊 250 万円 (350 万円)
 - エ 住居の全体が滅失又は流失 350 万円
 - 3) 前記 1) と 2) の重複の場合
 - ア 1) + 2) のアの重複 250 万円
 - イ 1) + 2) のイの重複 270 万円 (350 万円)
 - ウ 1) + 2) のウの重複 350 万円
 - (2) 都制度

国制度による限度額を超えてなお貸付金を必要とする場合
- 6 据置期間、償還、利率等
 - (1) 償還期間

10 年 [据置期間はそのうち 3 年 (特別の事情がある場合は、5 年)]
 - (2) 償還方法

年賦又は半年賦
 - (3) 貸付利率

延滞の場合を除き、年 3% (据置期間中は無利子)
 - (4) 東日本大震災の特例

償還期間 13 年 [据置期間はそのうち 6 年 (特別の事情がある場合は、8 年)]

貸付利率 延滞の場合を除き、年 1.5% (保証人を立てる場合は年 0%) (据置期間中は無利子)

(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成 24 年度修正)。

2. 災害援護資金の貸付制度に関する法律 (▶ F-5b)

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

第四章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

(都道府県の貸付け)

第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

- 2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

(国の貸付け)

第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

- 2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。

(関連条文を一部省略)

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(法第十条第一項 に規定する政令で定める災害)

第三条 法第十条第一項 に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

(法第十条第一項 の規定による所得の算定)

第四条 法第十条第一項 の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得）について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号 に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項 の規定によつて課する同法第五条第二項第一号 に掲げる税を含む。）に係る同法第三百十三条第一項 に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法 附則第三十三条の三五項 において準用する同条第一項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法 附則第三十四条第四項 において準用する同条第一項 に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法 附則第三十五条第五項 において準用する同条第一項 に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

(法第十条第一項 に規定する政令で定める額)

第五条 法第十条第一項 に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が一人であるときは二百二十万円、二人であるときは四百三十万円、三人であるときは六百二十万円、四人であるときは七百三十万円、五人以上であるときは七百三十万円にその世帯に属する者のうち四人を除いた者一人につき三十万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、千二百七十万円とする。

(法第十条第一項第二号 に規定する政令で定める損害)

第六条 法第十条第一項第二号 に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

(災害援護資金の限度額及び償還方法)

第七条 法第十条第二項 に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただし、厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項 に規定する償還期間は、十年とし、同項 に規定する据置期間は、そのうち三年（厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

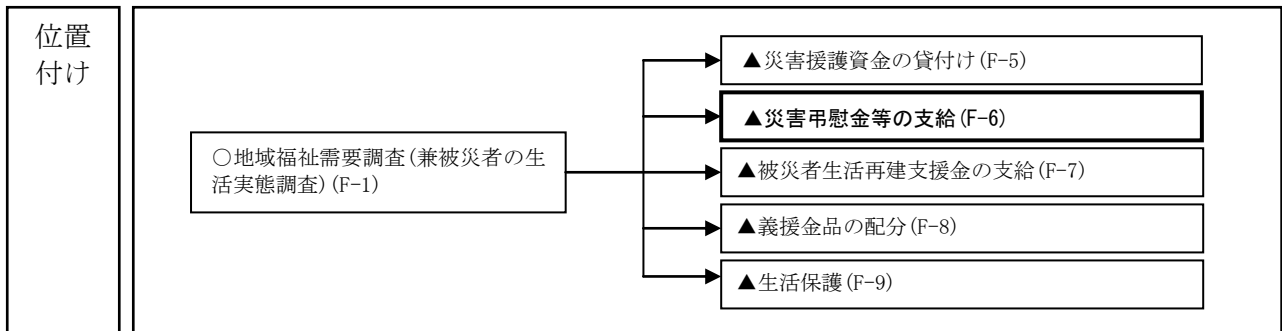
3 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(関連条文を一部省略)

項目	災害弔慰金等の支給	F-6
----	------------------	------------

被災者や被災世帯に対して、経済的支援のための災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)災害弔慰金	被災後 1～2 か月以内	福祉部 福祉政策課	①災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。〈▶F-6a〉 ②制度の周知を図るために広報を行う。 ③重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況と弔慰金支給状況について、他区市町村等に確認を行う。 ④支給は口座振替で行うが、支給対象者が多数生じる等口座振替が困難な場合には、引換券方式による金融機関の窓口払いを検討する。 ⑤支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請する。
(2)災害障害見舞金	被災後 1～2 か月以内	福祉部 福祉政策課	①災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。〈▶F-6b〉 ②手順については(1)に準ずる。

留意 事項	
----------	--

事前 準備	
----------	--

1. 災害弔慰金等の支給の計画 (▶ F-6a)

災害弔慰金等の支給について、「文京区地域防災計画」に定められている作業方法は以下のとおりである。

(1) 災害弔慰金の支給

- 1 対象となる災害（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 192 号）
 - (1) 1 つの区市町村の区域内において 5 世帯以上の住家が滅失した場合
 - (2) (1)に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの
- 2 実施主体
区(文京区災害弔慰金の支給に関する条例)
- 3 経費負担
国 2 分の 1 都 4 分の 1 区 4 分の 1
- 4 支給対象
死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計を同じくしていた者に限る。）
- 5 支給額
 - (1) 死亡者 1 人につき主たる生計者の場合 500 万円
 - (2) その以外の場合 250 万円
 - (3) 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金からその災害障害見舞金の額を控除する。

(2) 災害障害見舞金の支給

- 1 対象となる災害
災害弔慰金の支給の対象となる災害と同様である。
- 2 実施主体
区(文京区災害弔慰金の支給に関する条例)
- 3 経費負担
国 2 分の 1 都 4 分の 1 区 4 分の 1
- 4 見舞金額
 - (1) 障害者 1 人につき主たる生計者の場合 250 万円
 - (2) それ以外の場合 125 万円

(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成 24 年度修正)。

2. 災害弔慰金、災害障害見舞金制度に関する法律 (▶ F-6b)

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

① 災害弔慰金の支給

第二章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。

3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(災害による死亡の推定)

第四条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

(非課税)

第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

② 災害障害見舞金の支給

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

①災害弔慰金の支給

(法第三条第一項に規定する政令で定める災害)

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるものとする。

2 前項の規定により厚生労働大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助（以下「救助」という。）を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならない。

(法第三条第三項に規定する政令で定める額)

第一条の二 法第三条第三項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(法第五条に規定する政令で定める場合)

第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合とする。

②災害障害見舞金の支給

(法第八条第二項に規定する政令で定める額)

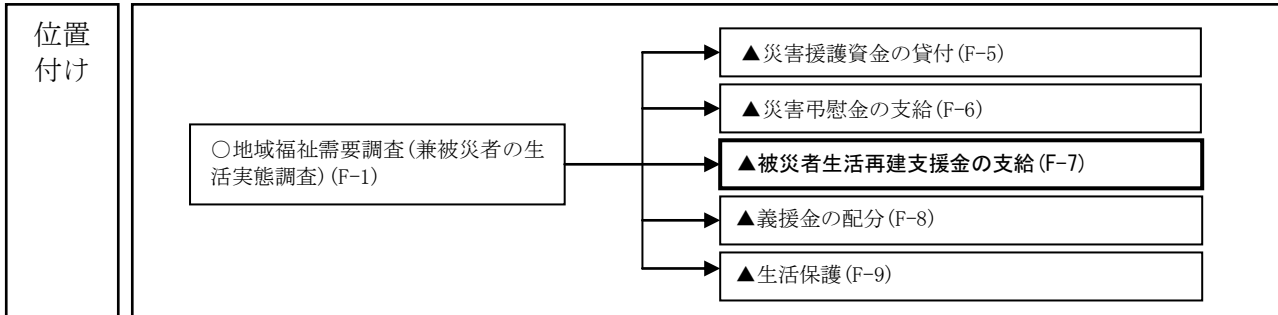
第二条の二 法第八条第二項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。

(準用)

第二条の三 第二条の規定は、災害障害見舞金の支給の制限について準用する。この場合において、同条中「法第五条」とあるのは「法第九条において準用する法第五条」と、「当該死亡」とあるのは「当該障害」と読み替えるものとする

項目	被災者生活再建支援金の支給	F-7
----	----------------------	------------

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活再建及び居住安定が困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活再建支援金を支給する。
 区は、被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給に関する事務を行う。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)制度の周知	支援法適用後～	福祉部福祉政策課	①支援法適用後、広報誌等により、制度の周知を図る。 〈▶ F-7a〉
(2)申請書の受付・取りまとめ	支援法適用後～	福祉部福祉政策課	①申請書窓口を開設し、被災者からの申請書を取りまとめ、都へ提出する。 ②都が支援金の交付を行う。

留意 事項	
----------	--

事前 準備	
----------	--

被災者生活再建支援金制度の枠組み (F-7a)

(1) 被災者生活再建支援金制度の概要 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。

- 1) 根拠法令
被災者生活再建支援法
- 2) 実施主体
都 (ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行う。)
- 3) 対象となる自然 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象) 災害
対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害をいう。
 - ①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
 - ②10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
 - ③100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④①又は②の区市町村を含む都道府県の区域内で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (人口 10 万人未満に限る)
 - ⑤①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (人口 10 万人未満に限る)
 - ⑥①若しくは②の区市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、
 - ア) 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (人口 10 万人未満に限る)
 - イ) 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (人口 5 万人未満に限る)
- 4) 制度の対象となる被災世帯
 - 3) の自然災害により
 - ①住宅が全壊した世帯
 - ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- 5) 支援金の支給額
支援額は、以下 2 つの支援金の合計額となる。
(※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 4) ①に該当	解体 4) ②に該当	長期避難 4) ③に該当	大規模半壊 4) ④に該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公共住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成 24 年度修正)

(2) 被災者生活再建支援法の規定

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯(第五項において「単数世帯」という。)を除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯五十万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

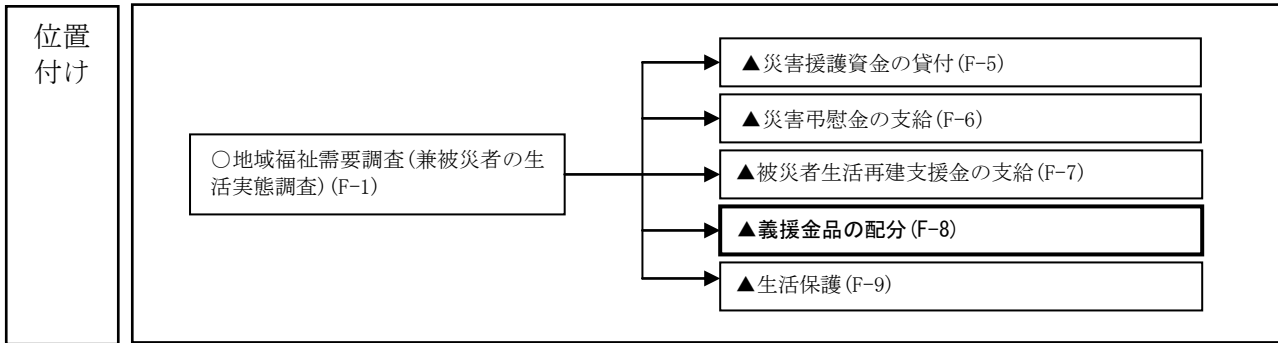
4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

(以下省略)

項目	義援金品の配分	F-8
----	----------------	------------

震災後寄せられた義援金品は、都災害対策本部の「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）で定められる配分計画に基づき、区を通じて被災者に配分される。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)都「委員会」への参加	被災後1～2週間以内	福祉部福祉政策課	①都が災害対策本部に設置する委員会に参加する。
(2)義援金品の受付・募集・配分	被災後1～2週間以内	(義援金配分委員会)	①義援金品の受付・募集・配分については、区「地域防災計画」を基に実施する。〈▶ F-8a〉
(3)義援金の配分	被災後募集期間内	(義援金配分委員会)	①都の「委員会」から配分を受けた後、「委員会」で定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。〈▶ F-8b〉 ②支給は金融機関からの口座振替等で行う。
(4)義援品の配分	被災後募集期間内	(義援金配分委員会)	①義援品は、区の配分計画に基づき被災者に配分する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・義援品の配分について、「迅速性、透明性、公平性」に配慮する。
------	---

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金品が受付窓口以外に届いた場合の移送体制を検討する（福祉政策課）。 ・義援金の配分方法を事前に検討しておく必要がある。
------	---

1. 義援金品配分計画 (▶F-8a)

義援金品の配分について、「文京区地域防災計画」に定められている配分計画は以下のとおりである。

第1節 義援金品の配分等

第1 活動方針

区民、都民、他道府県民及び企業等から区に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、東京都等で構成する義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管等について総合的な計画を定める。

第2 活動内容

1 義援金配分委員会

- (1) 義援金品を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災者への義援金の配分計画の策定
 - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ウ その他義援金の受付、配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
 - ア 東京都
 - イ 区市町村
 - ウ 日本赤十字社
 - エ その他防災関係機関
- (4) その他委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

2 義援金品の受付・募集

- (1) 義援金品の受付・募集については、次のとおりとする。

義援金品については、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。なお、義援品を募集する場合は、備蓄物資の状況等を勘案した上で、品目を指定して募集する。

 - ア 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
 - イ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書に代えることができるものとする。
 - ウ 受領した義援金品の受付状況について、委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は委員会に送金するものとする。ただし、寄託者により用途が特定されている義援金の取り扱いについては、別に協議する。

3 義援金品の保管及び配分

- (1) 義援金
 - ア 寄託者より受領した義援金については、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
 - イ 区は、委員会から送金された義援金を、委員会で定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
 - ウ 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。
- (2) 義援品

直接受領した義援品及び都、日本赤十字社等から送付された義援品については、区で定める配分計画に基づき被災者に配分する。

(出典) 文京区防災会議「文京区地域防災計画」(平成24年度修正)。

2. 義援金配分基準及び支給 (例) <▶F-8b>

阪神・淡路大震災における義援金配分基準及び支給済額は、下表のとおりである。

表 義援金配分基準及び支給済額

(平成 11 年 6 月 30 日現在)

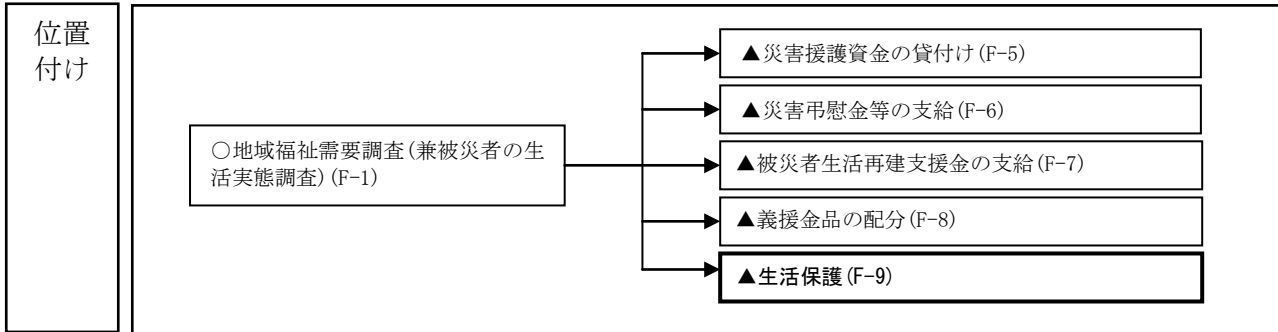
区分・名称	内 容	配分単価 (千円)	被災者支給済額		支給開始日	
			件 数	金額(千円)		
第1次配分 (平成7年1月29日決定)						
① 死亡者・行方不明者見舞金	死亡者・行方不明者の遺族などに見舞金を支給する。	100	5,802	580,200	平成7年	
② 住家損壊見舞金	住家の全・半壊(焼)した世帯に見舞金を支給する。	100	450,446	45,045,019	2月1日～	
第2次配分 (平成7年4月21日決定)						
① 重 傷 者 見 舞 金	1ヵ月以上の治療を要した負傷者に見舞金を支給する。	50	11,086	554,300	平成7年 5月15日～	
② 要 援 護 家 庭 激 励 金	住家の全・半壊(焼)した世帯で、次の要件を有する要援護家庭に激励金を支給する。	300	49,159	14,747,700		
ア ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人					
イ 要介護老人世帯	65歳以上の介護を必要とする老人のいる世帯。					
ウ 母子世帯	配偶者のいない女子で児童を扶養している世帯。					
エ 父子世帯	配偶者のいない男子で児童を扶養している世帯。					
オ 両親のいない児童	父母ともいない児童が同居している世帯。					
カ 重度障害者世帯	(1) 1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者及びこれらの者が同居している世帯。 (2) A判定の療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの者が同居している世帯。 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯。					
キ 生活保護世帯	生活保護法による保護を受けている世帯。					
ク 特定疾患患者世帯	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯。					
ケ 公害認定患者世帯	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯。					
コ 原爆被爆者世帯	原爆被爆者の認定書等の交付を受けている者及びこれらの者が同居している世帯。					
③ 被災児童・生徒教育助成金	次の要件を有する児童・生徒に助成金を支給する。					
ア 高校生等教科書購入費助成	平成7年4月2日現在高校等に在学している者で、震災により授業料の減免を受けているもの。	20	53,223	1,739,310	平成7年 6月19日～	
イ 新入生助成	平成7年度に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校(全日制の外国人学校、専修学校を含む)に1学年として入学したもの及び同年1月18日から8年3月31日までに保育園に入園したもの。	保幼 10 小 20 中 50 高 50				
④ 被災児童特別教育資金	被災により両親又は父母のいずれかを失った児童に特別教育資金を支給する。	1,000	461	461,000	平成7年 10月9日～	
⑤ 住 宅 助 成 金	持家修繕助成	300	71,400	21,419,843	平成7年 8月24日～	
	賃貸住宅入居助成					住家を金・半壊(焼)した世界で、民間賃貸住宅に入居した者に助成金を支給する。
第3次配分 (平成8年7月19日決定・追加分は平成9年4月28日決定)						
生 活 支 援 金	住家を全壊・半壊(焼)した世帯で、平成7年の総所得金額(山林所得金額を含む)が690万円以下のものに支援金を支給する。	当初分	100	372,319	37,231,900	平成8年 9月2日～
		追加分	50	371,504	18,575,200	平成9年 5月26日～
市町交付金	被災市町(15市10町)の実態により配分するもの(平成8年3月25日決定)	住 宅 再 建	300	48,389	13,067,160	平成8年 4月2日～
合 計				1,517,766	178,530,797	

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

項目	生活保護	F-9
----	-------------	------------

被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。平常時に生活保護の対象でなかった者の中には、制度に関する知識に乏しく、自己申請を行うことに困難を伴う者が相当数いるものと予想される。このため、ケースワーカーの巡回訪問を実施し、こうした要保護者の存在を的確に把握するとともに、生活保護制度等に関する知識の普及を図ることとする。

また、復旧・復興期におけるこれらの訪問活動は、応急仮設住宅に入居する要配慮者について重点的に行うこととする。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)要保護者の発見	被災後1～2か月以内	福祉部生活福祉課	①地域福祉需要調査(兼被災者の生活実態調査)【F-1】結果や地域住民等から、保護が必要と思われる者が把握された場合には、ケースワーカーによる訪問を実施する。〈▶F-9a〉 ②保護が必要と判断される場合には、迅速に手続をとる。 ③都福祉保健局の求めに応じ、要保護者の数及び状況を報告する。
(2)ケースワーカーの巡回	仮設住宅入居～	福祉部生活福祉課	①ケースワーカー巡回班を組織する。 ②応急仮設住宅や既存住宅に独居している被保護者に対してケースワーカーによる巡回訪問を実施し、相談に応じる。
(3)生活保護制度の周知	仮設住宅入居～	福祉部生活福祉課	①震災後の生活の変化により生活保護の対象になる可能性の高い応急仮設住宅入居者や独居高齢者等を中心に、生活保護制度や福祉施策のパンフレットを配布する。

留意事項	
------	--

事前準備	□民生委員、保健師、ケースワーカーの役割分担と連携体制について検討する(生活福祉課)。
------	---

生活保護世帯に対する行政の対応（例）〈▶ F-9a〉

生活保護世帯に対する行政の対応について、阪神・淡路大震災後の神戸市において実施された対策は以下のとおりである。

1) 生活保護

- ・生活保護とは、国が生活に困窮する全ての国民に対して、困窮状態に応じた必要な保護を行い、最低生活の保障とともに、その自立を助長することを目的とした制度であり、生活困窮世帯の状況に応じ個別に生活支援を行うものである。

2) 生活保護世帯の被災

- ・今回の震災によって、市内生活保護世帯15,024世帯のうち、①全壊(焼)世帯3,619世帯、②半壊(焼)世帯2,652世帯、また、死亡者は278人と多大な被害を受けた。これらの世帯の生活再建支援を図るとともに、新規に発生する要保護者への適切な対応も求められた。

3) 震災後の生活相談等の状況

- ・震災直後の福祉事務所においては、遺体の安置等に職員が不眠不休で取り組み、庁舎の損壊・被災者の庁舎への一時避難等の状況の中、生活保護世帯の安否確認、2月分保護費の支払確保、生活相談業務等、本来業務機能の回復に全力で取り組まれた。
- ・このような状況の中で、全国の自治体より延べ7,944名の応援を受けながら、6月より仮設住宅が多く建設された西・北・垂水・北須磨・東灘各福祉事務所への生活保護関係応援職員の派遣を行い、被災市民の生活相談等に適切に対応できるよう全市的な取り組みが行われた。
- ・また、11月より仮設住宅入居世帯等の状況を鑑み、査察指導員2名、地区担当員22名の兼務発令を行うことにより、生活保護業務の実施体制の整備に努めるとともに、厚生省の支援のもと臨時職員を配置することにより相談援助等福祉事務所機能の充実が図られた。

(出典) 神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。